

鈴鹿市教育委員会告示第6号

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月26日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱（令和4年鈴鹿市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (<u>令和6年度</u>における特例)</p> <p>2 <u>令和6年度</u>における教職員等給食費の額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び幼稚園の教職員等 年額 <u>52,800円</u></p> <p>(2) 中学校の教職員等 年額<u>59,400円</u></p> <p>3 <u>令和6年度</u>における第5期から第10期までの納期限までに納付すべき教職員等給食費の納付額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>	<p>附 則 (<u>令和5年度</u>における特例)</p> <p>2 <u>令和5年度</u>における教職員等給食費の額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校及び幼稚園の教職員等 年額 <u>47,862円</u></p> <p>(2) 中学校の教職員等 年額<u>54,038円</u></p> <p>3 <u>令和5年度</u>における第4期から第10期までの納期限までに納付すべき教職員等給食費の納付額は、第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>

期別	納付額	
	小学校及び幼稚園の教職員等	中学校の教職員等
第5期～ 第9期	略	略
第10期	<u>10,800円</u>	<u>11,900円</u>

4 令和6年度における第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する要綱第7条第4項（同要綱第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による教職員等給食費の額の調整に用いる1食当たりの額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校及び幼稚園の教職員等 314.44円
- (2) 中学校の教職員等 370.48円

期別	納付額	
	小学校及び幼稚園の教職員等	中学校の教職員等
第4期	<u>4,200円</u>	<u>4,750円</u>
第5期～ 第9期	略	略
第10期	<u>5,862円</u>	<u>6,538円</u>

4 令和5年度における第2条第1項の規定により読み替えて準用する鈴鹿市学校給食費等に関する要綱第7条第4項（同要綱第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による教職員等給食費の額の調整に用いる1食当たりの額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校及び幼稚園の教職員等 247.06円
- (2) 中学校の教職員等 296.88円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市教職員等給食費に関する要綱附則第4項の規定は、この告示の施行の日以後における教職員等給食費の額の調整について適用し、同日前における教職員等給食費の額の調整については、なお従前の例による。